

第四十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十六号

昭和三十一年五月十七日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

理事 幸男君 遠藤 三郎君

理事 俊樹君 神田 博君

理事 久雄君 笹本 一雄君

理事 榮一君 中川 俊思君

理事 村上 勇君 北山 愛郎君

理事 久保田鶴松君 久保田 豊君

理事 小林 ちづ君 中村 重光君

理事 西村 力弥君

出席政府委員

通商産業政務次 上林 忠次君

官 中小企業庁長官 堀詰 誠明君

通商産業事務官 加藤 悌次君

(中小企業庁振 興部長)

委員外の出席者 専門員 渡辺 一俊君

五月十五日

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業投資育成株式会社法案(内閣提出第一一六号)

○逢澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の中小企業投資育成株式会社法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 この前答弁が明確でなかったで質問を留保した例の第八条の株式引き受けをする場合において「産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与する企業」ということですが、具体的な事例として、長期の設備計画がある、しかしながら、これに対して銀行の融資が期待できないもの、そういったようなことで、非常にきれいな言葉でもって表現をしようというところに問題があるのではないのでしょうか。私は、この前も指摘したように、そういうものに対しては、非常に優良な企業であれば、発展性というものが十分期待できることだから、そういう企業に対しては、融資は当然できるわけなのだ。そういう銀行の融資が期待できない、あるいは株式の引き受けといったようなものが投資育成会社が増資株を引き受けるのだ、こういうことでは、実際においては、そういう条件という形になってくると、これは非常に基準がむずかしくなってくるんじゃないか、その点が明確でないの、これを明らかにしてもらいたいというところをこの前お尋ねしておるわけですが、明確でないわけですから、私は、誘導的な質問になるわけですから、私も、まあ長期設備計画がある。しか

もその企業は、業種からいっても、企業の財務関係からいっても、非常に優良な企業だ。その企業が長期の設備計画をやる。その場合は、銀行もそれに對しては当然応援するであらうし、あるいは株式の引き受けというのものもある程度は考えられる。しかしながら、その長期設備計画というもののに対してはおお足りない、そういう場合に、投資育成会社がその株を引き受けていく、こういう形になるなら、一応筋としては通るわけなんです。そういうところが、どうもきれいに答弁をしようという考え方なのか、明確でないわけなんです。その点をはっきりされる必要があると思うわけです。

○樋詰政府委員 いま先生が誘導的なとおっしゃってくださったのでござい

ますが、大体われわれもこういふふうで考えておるわけでありまして、銀行のほうで、金も貸しましょう。しかし、同時に増資もしてござい。あなたの企業は、非常に計画もいし、自分のほうで貸したいけれども、しかし、貸すについて、融資はいたしますが、別途増資もひとつしていただいただけでござい。そういう話があるわけではございませんが、その際に、自分らの同族だけでなかなか銀行の希望するだけの増資というものが引き受けられないといったような場合に、こういう機関でしばらくつないであげましょうという意味でござい

ます。

○中村(重)委員 そこで、経済性を追求するという面からは、その点はわか

員会でも申し上げましたとおり、中小

企業の振興、この面からいくなれば、それは単線であるわけです。私は、当然複線でなければならぬと思うわけ

です。そういう成長的な産業というこのみを政府が特に取り上げて、これを助成していくということになってくると、それから取り残された中小企業に問題があるわけです。現在、大企業と中小企業との間の格差というものがあ

る。ところが、今度は、昨日の本会議におきましても質疑をされました例の特定産業振興法、このことも、国際競争力を強化するためにある。そうなるべくと、そうした業種に属する中小企業、結局これは五百万円以上五千万円までということですから、それ

に対して政府が新しい増資株を引き受けて助成をしていくということになっ

てくると、中企業をつくり上げて、これを強化していくという形になるわけ

です。そういうことになってくると、特定の業種、特定の企業というものを中心として強化、育成をするという

ことになってくると、今度は中小企業自体の中に格差が生じてくるという問題点が、そこに出てくるわけ

です。ですから、そういう特別の高度化、近代化という経済性追求というこのみにとどまらないで、中小企業の振興というものを考えていかなければならぬ。御承知のとおり、中小企業の中には、商業、鉱工業がある。しか

もその商業、鉱工業の中には、零細な企業、小規模企業、中規模の企業、い

とうに内容の伴った小規模事業対策といふものも、十分に織り込まれた、御納得のいくような方向に持っていきたいと考えておりますが、それは当然それとして、同時に中以上のものについてもこういうことをやるということ、これも決してむだではなく、非常に必要な面も生じてくるのじゃないかということ、これは、むしろ中小企業対策全体としては部分的で、ある程度補完的な面があるということになると思ひますが、本筋は、先生のおっしゃいました複線と申しますか、大多数のものに潤うようなきめのこまかい小規模事業対策といふようなことにつきまして、もつとも、今後基本法の制定を機会といひまして、一步踏み込んで行なうといふようなことをやるべきである、こういうふうに考えております。

○中村(重)委員 それは、考え方としてはわかるんですよ。複線化をやらなければならぬ。しかし、中小企業基本法に基づいて、関連法案といふものを何本かお出しになった。それは経済合理主義から、非常に経済性を追求するといふ方向の法律といふものが、多く出されてきておるわけです。この投資育成会社に至っては、その最も端的なあらわれだといふふうに私も判断するわけです。ですから、複線化を考へるならば、先ほど申し上げましたように、当面の大企業と中小企業との間の非常な格差、さらにまた、その中小企業の中でも、零細な小規模企業といふものは、当面積極的な手を差し伸べなければならぬ。そういう事態に追い込まれてきておる。そういうことは第二義的に扱って、国際競争力を強化するとか、産業を非常に高度化しなければならぬとか、そういう

ことのみに非常にウエートをかけ過ぎておる。ここに実は問題があるわけですね。また、いまの国際競争力の強化の問題にいたしましても、産業を高度化する問題にいたしましても、いまい具体的な事例として、こういう企業が非常に国際的に競争力が弱くて、行き詰まっておる、だからして、この企業はこういう形で強化していかなければならぬのだといふような、そういう具体的な事例といふものも明らかにされて、その上に立つてこの法律案を提案した。さらにまた複線化のために、一方においては企業格差を是正するため、また経済性を追求するといふことにおいて、格差を生じないための施策を出したのだ、こういうものが出ていなければならぬ。ただ考え方を示しに、具体的なものをお出しにならないければ、議論にならない。そういう点をひとつ、そういう観念でなく、もつとはっきりとした施策をお示しにならないければならぬと思ひます。

○樋詰政府委員 一般的に小規模事業対策等につきましては、過剰御審議いただきまして近代化資金助成法による府県を通じての無利子の貸し付けでありますとか、あるいは国民金融公庫からの貸し出しといふようなものも、今後ますます大きくするといふ方向で努力していきたい、こう思つております。

それからこの法律で取り上げる業種につきましては、われわれは、必ずしも特定産業振興法の対象業種でございませうとか、あるいは近代化促進法の対象業種といふものにだけ限る、そう狭くは解釈しておらないのでございませう、もちろんこういうものが入つてくるといふことは当然予想されますが、もう少し幅広く、中小企業であつて、いろいろな面から高度化、近代化を必要とするものであり、しかも将来他人資本が入つてくるということをも歓迎するといふ方々につきましては、特定産業振興法あるいは近代化促進法よりももう少し広い範囲で取り上げて、資本の充実をはかり、近代化を促進するといふかっこうに持っていきたいと考えております。

○中村(重)委員 この法律案の提案理由の説明の中に、そういう産業構造の高度化をはかり、あるいは国際競争力の強化をはかり、そういうことが寄与する業種に属する中小企業といふことが明記してある。ですから、あなたがそういう御答弁をなさつても、追及質問を受けるからそういう答弁をするとか考へられない。それと、先ほど私が指摘をしましたように、今度は大企業と中小企業間の格差のほかに、そういう中小企業間の格差というものも非常に生じてくるといふことが、当然考へられる。そういうことに對しての対策は、どうなんですか。

○樋詰政府委員 これは先ほど来申し上げておりますが、金融対策並びに税制対策といふものは、三十八年度に政府が決定いたしました施策で十分であると思つておりますが、今後基本法ができて、基本法の中に格差是正といふことがあつてあるといふあの線が、国の大方針といふものがはっきりいたしましたならば、それをよりどころとしたしまして、財政当局ともさらに折衝を續けまして、いま先生御指摘のような、大企業と中小企業との

間の格差の是正ということにとどまらず、中小企業間における小規模事業と中堅企業との格差が開くことのないようにといふことにつきまして、できるだけの努力をしていきたいと考えております。

○中村(重)委員 いま、中小企業基本法といふものができたら云々といふことを言われる。その基本法に基づいて、こういう関連法案といふものをお出しになつてゐる。一方には、経済合理主義の立場から、具体的なものが出てきておる。しかしながら、複線化の一方の方の対策といふものが出てきていない。この基本法が通つたならばと言ふけれども、現に、三十八年度の予算といふものがすでに通過しておる。その内容から見ても、あなたが御答弁になつておるような前向きな予算措置といふことは考へられない。金融の面におきましては、自己資金があるからといつて、商工中金からの財政投融資は、三十七年度より二十億減らすといふような、むしろ向きの形が出てきておる。ところに問題があるわけですね。御答弁になるだけであつて備わつていないところに、問題があるわけですね。また、いま商業関係におきまして、スーパーマーケットの進出によつて、業者が非常に困つてゐる。あるいは産炭地振興関係から見ても、企業の誘致等——これはあなたの方の關係じゃないけれども、広い意味の中小企業対策といふことで關係があるわけですね。そういう意味で、当面追い込まれて非常に困つてゐる。そういうものに対しては積極的な施策が考へられないところに、問題があるわけですね。当面ほんとに行き詰まつて、につちもさつちもいかないうな

状態に追い込まれておる、そういうった企業に対して、なぜにもつと積極的な施策を講じようと思へないのか。なぜに一方の経済性を追求することのみに重点を置かれるのか。この点を指摘しておるわけですね。

○樋詰政府委員 この点につきましては、一般の金融機関からなかなか金融を受けられないといつたような方々に、二分の一まで無利子の金を府県から貸し出すといふ例の設備近代化資金、これも昨年よりも増額いたしました。貸し出しの規模をいひましては、百十六億円の貸し出しが三十八年度に行なえるといふところまでふやしてきております。それからまた、高度化——協業化あるいは同地協同組合の施設といつたようなものにつきまして、これは五十二億円の貸し出しが府県を通じて行なえるようにいふことを、過剰の予算審議の際に御決定いただいております。われわれは、小規模、特に金融力の弱いといふ方々に對しまして、もちろんこれで十分だといふふうには思つてゐるわけではございませんが、昨年に比へますと、かなり引き上げた額をこゝで御審議いただきまして、この線を今後順調に伸ばしていくといふことによりまして、小規模の方々がいま以上に経営がしやすくなるように、また国民金融公庫といったようなものの財源の充実等につきましても、必要に応じてもつとそれを拡充するといふことにつきまして、大蔵当局に強力に折衝して、その目的を達するよう努力していきたいと考えております。

○中村(重)委員 おっしゃることも、むしろ向きなんです。いまよりもつ

そこで、この前の答弁で、初の試みとして本法案を提案したんだということでしたが、すぐその次に考えている対策としては、どういふものを具体的に考えていますか。

い、う点で考えられると、たとえは団地計画のごときも、商業関係は一億や二億なんて問題になりませんけれども、やはり商業関係も一つの団地を考ええる。工業はすでに着手した。そういうような初の試みであるならば、こちらの方に頭を出してくる、目を出してくるというようなことならばわかるんですね。しかし、いま五百万以上の資金を持つ企業、こういう形で、それが次は三百万だというのは、これは量の

○中村(重)委員　そこで、アメリカの投資育成会社ということになってまいりますと、アメリカは、非農業の事業である場合はすべてこれを取り上げる対象にする、こういう形になっておるわけですね。ところが、特に今度の政府の御提案になっているのは、そうではなくて、特殊の業種と企業に限った

とここに問題がある。さらにまたアメリカの場合におきましては、この法律は、そういう投資育成会社によって助成をする、そのことがどの地域においても失業を増大するものであつては

それから、先ほど来いろいろお話がございました点の全部に関連するかと思いますが、重ねて申し上げさせていた
だきたいと思えますのは、冒頭に申し
上げましたような、中小企業政策につ
いては税制その他についても少し考
えるという必要があるのではないかと
いうことをわれわれは痛感しております
ので、これにつきましては、税制調

査会でほんとうに拒絶力にふさわしいような制度というものを今後御検討いただくということによりまして、特定の者だけが恩恵をこうむるといったようなことのないようにということにつきましましては、できるだけ努力をしたと考えております。

○中村(重)委員 時間がありませんから、その点に対してはもっと深くお尋ねしたいのですが、結論に入りたいと思います。

いま、アメリカの例は日本の場合と違ふのだ、こうおっしゃった。国が要するに国家資金を出してその会社を強化していくという点については、これは変わりはないわけなんです。だから、その方法が違っているという話です。ですから、いまのあなたの答弁は、これは理由にならないと私は思う。それと、あなたはこういふことをやるのだけれども、格差を生じない、新たに失業者を生じないようにした、こうおっしゃるのでありますが、死んでしまつてからでは間に合わないんです。単線であるから、事故が起こるのです。複線であれば、なめらかに進むのです。複線を考えないところに問題があるのだ。私は、危険が起こつてしまつてからではどうにもならぬから、危険が起こる前に施策を講じなさいと言つてゐるのです。あなたのほうでは、従来は中小企業振興といふことであったのを、今度は振興をとつてしまつて、高度化、近代化という形に変えてしまつた。非常に経済合理主義、経済性を追求したところ突つ走つてしまつたわけ。そういう点は、いろいろ御答弁になつても、問

題の本質をあなたはほかにかすわけにはいかないです。

そこで、松平委員の質問に対してお答えがあつたようですが、経営または技術の指導、コンサルテーションの事業をおやりになる、こういうことですが、これに対しては、法案を見ますと、当該会社の希望に応じてということになつておるわけですね。ところが、それはそれでいいので、進んでやるのだ、こういう御答弁があつたといふことを聞いておるのですが、これは手数料というのをお取りになるわけですね。そうすると、希望に応じて指導、助成をなさぬ。だから、手数料は取れるわけですね。ですから、あなたの希望の観測じやだめなんです。法的根拠といふものがなければ、その点、法的根拠はどうなんですか。

○樋口政府委員 これは法律自体に、依頼に応じて指導事業を行なうといふことになつておるもので、これはこちらの方からしやにむに行なうというものではございませんが、大体この会社の株を持つという際に、あらかじめいろいろ会社の当事者との間に約束と申しますか、話し合いが行なわれることは当然である、こう存じます。その際に、これは株を持つてそれを育成して、ほんとうにりつぱな会社に育て上げるということをやつてのだから、それは当然に自分のほうで行なう指導事業といふようなものをすなおに受け入れて、そうしてやつてもらいたい。それを、全然おれは株だけ持つてもらえはいいので、そういうのはいいやだといふようなことで、ちよつと私のほうの志と違つたような方向に金を使われるといふことは、国民全体にも申しわけな

いので、そういうのでは困りますよといふような、いろいろな話が行なわれるべきものだ、こう思つております。

それで、当然株を持つてもらへば、会社は定期的にでもコンサルタントを派遣してひとつ診断してもらいたいといふことの御希望が出てくる、こう思いますし、もしそれが何らかで非常におくれているといふような場合には、法律上強制ではございませんが、どうだといふことで、ある程度勧奨して、依頼させることになつたようにして、依頼させる指導は行なわれるべきものである、こう思つておりますが、法律の文言にございますように、形式的にはあくまでもやはり自主性を尊重するといふたてまえをとつておりますので、依頼に応じてやるという原則は貫きたいと思つております。

○中村(重)委員 法案の中には、当該会社の希望に応じてやる、ところが、提案理由の説明の中には、必要により監督する、こう書いてある。法案の中からは、必要により監督なんといふことは出てこないのです。それで、あなたのほうで非常に苦しい答弁をなさつたり、遠慮して会社に対していろいろ話し合いをするといふことではなく、もつと提案理由の説明の中にあつたように、必要に応じてこれを監督する、こういうことができるように、どうして法的根拠をお与えになりませんか。

○樋口政府委員 必要に応じて監督するといふのは、政府が投資育成会社に對して監督するわけでありませう。いま先生のお話しになつたコンサルタントの派遣問題云々といふのは、投資育成会社がさらに投資する先の個々の企業との間の問題でございませうが、われわれ政府といたしましては、投資育成会社に對しては、当然これは所要の監督といふものは嚴重に行なつていきたい、こう思つておりますが、その投資育成会社がコンサルタントを派遣していろいろ指導するといふ場合に、それはおのの民間の自主性といふものをできるだけ尊重するといふことと、依頼といふ形をとらせるといふこととでございませう。

○中村(重)委員 あなたは私の質問していることを取り違へたんじゃないといふことを言われれば言われますが、私が言つてゐるのは、その投資育成会社が増資株を引き受ける、それと投資育成会社との関係ですね、企業との関係、そのことを強く言つてゐるわけなんです。それはただ単に指導、助成をするといふことだけではだめなんだから、もつと進んで、必要により指導する、必要により監督する、こういうように積極的に法的根拠を与えるようにされる必要がある。松平委員の質問に對してお答えになつた、希望に応じてやるだけではないんだ、進んでやるんだとおっしゃることは、その必要をあなたの方で認めになつていらつしやるのですから、それなら、そのように法的根拠を持つておやりになるようにする必要がある、こう言つてゐるのです。私は、先日の委員会でも申し上げましたように、銀行から企業が金を借りるときは、ものすごく低姿勢で、銀行の言うこともよく聞くわけなんです。少なくとも政府が投資育成会社といふものをつくつて、そうしてその投資育成会社が新株を引き受けるということになつてくると、そのお金がどう

との間の問題でございませうが、われわれ政府といたしましては、投資育成会社に對しては、当然これは所要の監督といふものは嚴重に行なつていきたい、こう思つておりますが、その投資育成会社がコンサルタントを派遣していろいろ指導するといふ場合に、それはおのの民間の自主性といふものをできるだけ尊重するといふことと、依頼といふ形をとらせるといふこととでございませう。

○中村(重)委員 あなたは私の質問していることを取り違へたんじゃないといふことを言われれば言われますが、私が言つてゐるのは、その投資育成会社が増資株を引き受ける、それと投資育成会社との関係ですね、企業との関係、そのことを強く言つてゐるわけなんです。それはただ単に指導、助成をするといふことだけではだめなんだから、もつと進んで、必要により指導する、必要により監督する、こういうように積極的に法的根拠を与えるようにされる必要がある。松平委員の質問に對してお答えになつた、希望に応じてやるだけではないんだ、進んでやるんだとおっしゃることは、その必要をあなたの方で認めになつていらつしやるのですから、それなら、そのように法的根拠を持つておやりになるようにする必要がある、こう言つてゐるのです。私は、先日の委員会でも申し上げましたように、銀行から企業が金を借りるときは、ものすごく低姿勢で、銀行の言うこともよく聞くわけなんです。少なくとも政府が投資育成会社といふものをつくつて、そうしてその投資育成会社が新株を引き受けるということになつてくると、そのお金がどう

いふものかといふことくらい、企業はわかつてゐますよ。ですから、二割、三割の株式を引き受けたといふ場合に、一般の株主といふことは異なつた觀念をもつて対処するだろうと思つたのです。そういうときに、この前の御答弁のように、重役を送ることとか何とかといふ、そういう極端なことではないに、必要によつて財務諸表といふものを提出させるとか、必要によつて指導する、監督するといふことを、私企業に對する介入なんとは考えはしません。また、少なくとも政府はそれくらいのことをする必要があると思ひます。そういうことを会社に對しては、御遠慮なさつては、国民に對して忠実な態度とは言へません。もう少しそういうことについてはお考えになる必要があると思ひますが、どうですか。

○樋口政府委員 ただいまの点は、また同じことを繰り返すよりで恐縮でございますが、實際問題といたしましては、投資育成会社がその会社の株を持つ際に、いろいろと条件と申しますか、約束といふようなものもやりまして、こういうことでとにかくあなたの会社には国民の税金の一部をしばらくの間つぎ込んで育成をはかるということになるのだ、ほんとうに国民経済的に見てりつぱに育ててもらわなければ困りますから、いろいろの点を要求いたしますよといふようなこともお互ひに話し合いがされて、その上で、それじゃ持つてください、持ちましようといふことになるであらう、そういうふうに存するのでございまして、もしこれを法的に、個々の企業の活動に對して法の根拠のもとに嚴重に何らか取り

いふものかといふことくらい、企業はわかつてゐますよ。ですから、二割、三割の株式を引き受けたといふ場合に、一般の株主といふことは異なつた觀念をもつて対処するだろうと思つたのです。そういうときに、この前の御答弁のように、重役を送ることとか何とかといふ、そういう極端なことではないに、必要によつて財務諸表といふものを提出させるとか、必要によつて指導する、監督するといふことを、私企業に對する介入なんとは考えはしません。また、少なくとも政府はそれくらいのことをする必要があると思ひます。そういうことを会社に對しては、御遠慮なさつては、国民に對して忠実な態度とは言へません。もう少しそういうことについてはお考えになる必要があると思ひますが、どうですか。

くいつたら大いに拡大します——といふことは、逆に、へたにいつたらそれで頭を下げますといふことでしよう。そういう心がまえで中小企業基本法やあるいはこういふ中小企業基本法案——私は、このもの自体は決して悪い法案ではないと思う。実態がどうなるかということが問題であつて、ねらいそのものは必ずしも全面的に悪いとは思へないが、こういう心がまえが、要するに小役人根性で、こういうことを始めては、どんなにりっぱな法律をつくつたつて、文章をつくつたつて、私はだめだと思ふ。この点について、大体こういふことをやろやろといふ以上は、アメリカで似たようなものがあるから、それをそのまま借りてきてちよつとやつてみようじゃないか、うまくいったら發展させようじゃないかといふ、そういう心がまえではなくて、もつとやはり日本の産業構造の中で置かれた中小企業なり中堅企業の立場といふものを明確に分析をして、どこへ持つていくかといふ基本の政策というものがあつて、考えがあつて、それを實現するためにいふならいいが、せんだつてからのお話では、まさにまあやつてみた上で、そして成績を見よう——成績を見ていたら、五年たつてしまふのです。片方の特定産業のほうは、時限立法で、五年ですよ。今後の五年間といふものは、独占の集中度の進みといふものが、私は非常に早いと思ふ。そういう際に、こんなに片方はどんどん進むのに、片方はたゞ言ひわけにこういふものをやつておきますよという程度のものであれば、だめだと思ふが、この点については、これはあなたに聞いてもしようがないと思ふから、

くいつたら大に拡大します——と

いうことは、逆に、へたにいったらそ

れで頭を下げますということでしょう

ろ。そういう心がまえで中小企業基本

法やあるいはとうい中小企業基本対

策——私は、このもの自体は決して悪

法案ではないと思ひ。実態がどうな

るかといふことが問題であつて、ねら

そのものは必ずしも全面的に悪いと

は考へないが、こゝろいふ心がまゑが、

要するに小役人根性で、こりいうこと

を始めては、どんなにりっぱな法律を

つくつたつて、文章をつくつたつて、私

はだめだと思う。この点について、大

体こういうことをやろうという以上

は、アメリカで似たようなものがある

から、それをそのまま借りてきてちよつ

とやってみようじゃないか、うまく

いっただけなら、
「**発展させようじゃないか**」とい

そりいう心がまえではなくて、

もつとやはり日本の産業構造の中で置

かれた中小企業なり中堅企業の立場と

いうものを明確に分析をして、どこへ

持っていくかという基本の政策という

ものがあつて、考えがあつて、それを

実現するためというならいいが、せ

んだってからのお話では、まさにまあ

やってみた上で、そして成績を見よ

う——成績を見ていたら、五年たつて

しまるのです。片方の特定産業のほう

は、時限立法で、五年ですよ。今後の

五年間というものは、独占の集中度の

進みというものが、私は非常に早いと

思う。そういう際に、こんなに片方は

どんどん進むのに、片方はただ言いわ

けにこういふものをやっておりますよ

という程度のものでは、だめだと思う

が、この点については、これはあなた

に聞いてもしようがないと思うから、

大臣に聞きたいと思うが、大臣がいなからしうがない、政務次官でもないのです、こういふいかげんな、まるで二階からしよんべんみたいな法案では、これに揚げてあるような産業秩序構造の高度化とか、あるいは国際競争力の培養とか、大きなことばかりうたておるけれども、これではほんとうの中小企業対策には役立たぬと思うが、どうですか。

○通詰政府委員 先ほど中村先生からも、複線化でなければいかないという御指摘がございました。このときにも申し上げたのですが、私たちが、これはたくさんある中小企業政策の中のひとつというところで考えているわけでございます。

予算が小さ過ぎるという点のお話でございますが、それは一応いま一万六千ばかりの五百万から一千万までの企業はございまして、この中で、将来株式を公開しようというのがどれだけあるか。それはお手元に差し上げました資料も、必ずしも全部の間に答えてこないのがたくさんあるわけでございますが、一応公開の意思のあるというものが二・三％というふうなところになっております。それから将来投資会社を利用するかしないかという際にも、積極的に利用したいというものが一・三・八％、それから条件によって利用したいというものが四・七％、利用したくないという人もおつたりいろいろするわけでございます。そのかみ合わせが必ずしもこのままにまいりませんけれども、とにかく何とか実験的にやってみようというよりも、われわれはぜひこういふ新しい制度を導入してものにした、こういふふうには思っております。

が、会社側の希望その他いろいろなかから考えますと、さしあたり産業に若干のしほりをつけるというふうなことは、千内外といったようなものにとりあえず対象になりはしないか。これは初年度でございまして、会社の発足もこの夏以降になるわけでございます。仕事を始めるのは、どうしても秋以降、年内に若干ずつでも取り上げれば、これはむしろこゝととしては非常にスムーズにいけるのではないか。このように考えますので、初年度を六億で六十五社ばかりが取り上げられるということになれば、一応初年度としては、別に大蔵省に押え込まれて言ひわけをしているわけではございませんが、大体これだけの仕事をやるということ、投資会社は相当忙しかりはしないかというふうな思っております。米年度以降さらにどういふふうな資金を充実にさせるかというこゝにございまして、いま先生のおっしゃいましたように、たくさんある中で、二階から目録をさすというふうなことになるように、もう少し太いパイプが国と中小企業、中堅業界に引かれるように、国としては努力をしたいと思っております。

それから三つの地域に設けて、まずまず地方格差をなくしていくような点につきます。さしあたりこの三つの都府県が非常に熱心で、自分のほうから積極的に金を出してもつくりたいといったようなところがございます。さしあつたりの出資は、そういう地域の都府県がおもになるかと存じます。これはやはり国で出す、また民間の金も導入してやっておるわけでございますので、いなかにおるからといって

で取り上げないというわけではございませんで、その地元以外のところの企業につきましても、われわれとしては、当然必要なもの、また希望があれば取り上げるという方向へ持っていきたい、こういふふうな考えております。それで、行く行くは全国の中小企業の中の適格なもの、希望のある方という方が、この制度に均てんし得るということによりまして、ほかの中小企業政策というものと相まって、大企業に対する格差の是正というふうなことにプラスになるということを期待しているわけでございます。

○久保田(豊)委員 まあ一応いまのお話を要約すれば、とにかくもらった予算の範囲で一応発足しようじゃないか、結局の点はそういうことになると思ふのですけれども、それならそれで、この第三条の四項に、特に六億円をこえないという限度をきめておるわけでありませうけれども、将来ふやされるものなら、こゝの法文は何とかひとつ別の形に変わらぬのか。つまりこういう点をもつとはつきり——国の積極的な態度をこういふところにはつきり出していく必要があるのじゃないかというところが一点。

それから、なるほど日商の調査によりますと、いまお話のように、この投資会社ができて、必ずしもこれを利用しようという人のパーセンテージがそういふだけではないのだという話だ。これは一つには、どういふものができるやら実際からいへば、私は、まだまだ二の足を踏んでいるという人が大部分だと思ふのです。やはりこういふ制度が出る以上は、こういふふうにしてやるのだという相当のPRといひます

か、そういうものも徹底しなければ、これはできるものじゃない、また同時に、その効果が正確に上がってくるというの、少なくとも四、五年たたなければわかりません。最初の年だけでは、実際にはわかりつこない。ですから、こういふことに對するやはりの国のかまへというものが、これは本質にやつていくのか、へたにいつた消えてしまふのか、やめちまふのか、こゝういふところをはつきりしておかなければ、一般のこれを利用しようとする人も、本格的に取り組めるわけがない、こう思ふのです。

それから三地域に限つたのは、三地域は県や市が非常に熱心だ。ほかの地域でもやるといひますけれども、三地域の金を出すほうの地方自治体からいへば、東京都で出して、これを長野県に持つていって投資をしろなんといつたて、いまのあれからいって、なかなかそんなことはできるものじゃありません。ですから、私は、いまのようなお話は、幾ら口だけで言つたつてだめだと思ふのです。東京都で出せば、東京都内だけでです。それ以外に三分の一の出資をしている以上、これらの意向は無視できません。そうすれば、東京都で金を出して、その金を新潟県で使え、山梨で使えといつたつて、そんなことは今日の現実からできるものじゃない。ですから、こゝういふ制度をやるなら、もう少し基本のかまへをちゃんとしなければならぬのじゃないか。そうすれば、もつと安全体が変わってくるのじゃないか。どうも基本のかまへが、アメリカでやつてゐるから、まあこれを取り入れて試み

にやつてみようじゃないかという程度のかまへではないか。これはかなりではありませぬ。ほかの法案もそうです。が、さういふかまへだと、中小企業基本法といふものをつくつて、これは大した意味がなくなるじゃないかと、いふふうに思ひますので、この点は、ひとつもう一度実は再検討してもらいたい。特に、とりあえずの問題としては、この第三条の四項の六億円を限度とするという表現を、もつと違つたものに変えられないのかというふうな思ふのだが、この点はどうか。

○加藤(徳)政府委員 お答えいたします。政府の資金が、中小公庫を通じて優先株式というふうに出るわけでございますが、その金額が、御指摘の通り、六億円をこえることができないというこゝになつております。こゝういふ書き方は、大体政府金融機関に対する政府出資の規定もさうございまして、よゝに、当該年度におきまして予算的な裏づけのある限度において、その金額に合致するといふたてまえになつておられますので、私どもは、将来の含みに、だんだん仕事も本格的に軌道に乗る、広がってくるという場合には、当然増資をする必要があるわけでございます。その場合には、ただ二回目以後の増資は、地方公共団体あるいは民間だけというわけにはまいらないのではありません。やはりそれに應じて国からの何らかの援助も必要であらうというふうな考へておられますので、来年度以降の問題につきましても、大蔵省とまだはつきり話し合ひがついてゐるわけではありませぬが、私どもとしては、来

年度さらに政府出資、あるいはことしは規定だけで予算の計上がございせんが、中小公庫からも長期の低利資金の融資の問題、これなんかも予算化をいたしたい、こういうつもりでございまして、来年度の予算でその面の話し合いがつかますれば、ほかの法律がそうございまして、この規定を修正する、こういう例になつておりますので、その例になつたということでございます。

○久保田(豊)委員　そうすると、第三条の四項は年々変えていく、こういうわけですね。修正をしていく、こういうわけですね。

○加藤(博)政府委員　いまここで約束できるわけのものではございせんが、私どものつもりとしては、先生御指摘のように、ぜひこれを軌道に乗せて、どんどん大きくしていきたいという気持ちでおりますので、来年度の財投なりあるいは予算の面でその裏づけをするように、大蔵省にも折衝したい、こういうつもりでございます。

○久保田(豊)委員　そういうかまへが、私は、乗つかつていく人は不安だということをおっしゃるわけですね。本気に取られかねないということをおっしゃるわけですね。しかし、これ以上言つてもしょうがありませんから、ほかの問題に移ります。

そこで、この構想によりますと、大體資本金が五百万円以上五千万円までのもの、一万ちょっとですね。一億までのものを入れて約一万一千です。これの製造業をやる。そのうちでどういう業種をやるかということ、政令で規定するということになつてゐる。それは五千万円以下の資本金であ

り、同時に、産業構造の高度化と国際競争力の強化に役立つような業種をまず規定する、こういうことになつておるわけですね。そこで何いしたいのは、製造業といつてもいろいろあるわけですね。そういうものの中で、どう

いう業種を指定するようになつて研究を進めておるのか。すでにそういう案があるのかないのか。この業種指定にあつては、何を——これは抽象的にはいふ言つたようなことで、五千万円といふのは当然で、こんなことは聞くまでもない。問題は、どういふ業種を指定するかということが一番中心の問題でありますので、これをどういふ基準で、どういふふうに規定をしていくかという具体案があるなら、示してもらいたいということが一つです。

○樋口政府委員　まだ具体的にどの業種を取り上げるということをおきめしたわけではございせんので、政令につきましても、これからさらに慎重に検討したいと思つておりますが、これをつくりますには、この八条にもございまして、国際競争力の強化あるいは産業構造の高度化に役立つということ、また大きな網をかぶせておるということからいいますと、一番付加価値生産額の多いもの、迂回度の多いもの、とにかく国内で働いてかせぎが多いといったようなもの、これをたくさんつくるのが、産業構造の高度化に役立つわけでございます。端的に言いますと、機械とかあるいは高級軽工業品といったような、ある程度原材料に比べてまして完成品の値段が高いといふかつこの出るものといふのが、産業構造の高度化といふことで普通のわ

れておりますので、機械関係あるいは

輕工業関係におきましても、今後大いに輸出も伸ばさなければいけないと思われ、高級品をつくる輕工業関係といつたようなものを対象に、政令の指定の研究をいたしたいと考えております。

○久保田(豊)委員　当然そういうことに私はなると思ふが、そこでその問題も突っ込んで話したいのですが、それはあと回しにしまして、その次にお伺いしたいのは、これからそういうものを育成していくわけですね。それはまず、この法案によつて一応の自己資本の充実をして——自己資本の充実だけでは、それがかなうわけじゃありませんから、これを一つの呼び水といひますか、一つのきざしにして、他人資本なり何なりで、要するに企業を近代化していくといふか、生産高を上げていく、あるいは企業規模を大きくしていくといふことになると思ふますが、この中堅企業——これはある意味においては製造業における中堅企業です。大企業との関連において、この中堅企業の性格をどういふふうなものにしていくと考へておられるのか。大體において、選定基準の一つになると思ふますけれども、大企業との関係は、機械工業とかあるいは輸出にすれば、製品の方では別ですが、特に下請関係や系列関係が多いわけですね。正式な調査等は出ていませんけれども、あなたの方から書いていろいろの中小企業業の雑誌を読んでみると、少なくとも製造工業の半分近くは下請だと書いてある。輸出を盛んにし、しかも高度化するといふ場合には、下請なり系列といふものをどういふ視角に立つて見ていくのか、この点が一点です。

それから資本規模なり、企業規模なり、あるいは生産規模が、どの程度のものであるか。これはいろいろ業種によつて違ひましよう。違ひましようが、これらについてはどういふふうに考へておるのか。さらにそういう企業においての自己資本と他人資本との比率は、どの程度が一番安定した経営になるのか、こういう点が、具体的には問題になる。もちろんそれ以外に、金利の問題とかその他のいろいろな問題がありますけれども、少なくともいま言つたような大企業との連関で、独立をさせていくのか、あるいはどういふ企業をだんだんこうやることによつて、それ自体を大企業に育てていくのか。あるいは中堅企業として独自性を持たしたものにしていけるのか。そういう場合においては、資本規模なりあるいは生産規模は、どの程度のものを考へていくのか。あるいはそういう中でそれが安定をするためには、自己資本と他人資本の關係はどうなつていくのか。大企業、小企業ないしは中堅企業を合わせた全体の生産力とのにらみ合わせの中で、こういういわゆる中堅企業の育つ目標、位置づけといふものを明確にしていかなければ——非常にむずかしい問題ですけれども、これが投資会社の事業運営についての一番基本でなければならぬ。ことにこの法案では、あとで触れまされけれども、実はこれに対する政府の援助が薄い、私に言わせれば、しかも反面におきまして、政府の干渉が非常に強過ぎる。これではいづちもさつちも動けぬといふほど強い。そういう点でいろいろ問題がありますけれども、少なくともこの会社に対して

は、相当政府なり国が公共的な立場から指導性を高めていかなければならぬといふことは、これは明らかであります。その点で、この法案の骨子が、究極は民間企業に持つていくのだ、最初のうちだけは政府が大いにめんどろを見てやるんだといふような構想のようでありまされけれども、この点は私はあつて触れまされ。いまお答えの中では要りません。要りませんが、少なくとも相当の強力な指導といふものを、何らかの形で行なつていく必要がある。しかし、それを行なう場合の一番基本になるものは、対象になる企業を、いわゆる中堅企業を、どういふ性格のものにして、国民経済全体の中でどういふ位置づけをしていくのかといふ点が、具体的には明確になつていなければ、私は、この会社の経営といふものは、た

だめになるといふふうに思ひます。ですから、この点についてどういふふうに考へておられるのか、また、それに對する抽象的なお答えでなくて、具体的な研究作業は進んでいるだろうか、あるいは今後進める計画があるだろうか、そういう点についてはどう考へておられるのか。特にあなたの方で、各産業別、業種別の振興計画といふのが進んでおります。改善事業とか何とかいふのを立てている。ああいうものとの連関も相当あると思ふ。また、なければならぬ。そこで、さういふ点についての作業なり準備なり、できておるのがある、こゝではつきり示していただいたい、さうでなければ、これからどうやるということをお明確にしたい。

○樋口政府委員　ただいまの問題でございますが、われわれは、概括的に申しますと、中小企業の中にいろいろと

七

ざいまして、實質的に大企業のほんとうの子供であるというもの、實質大企業のもの、資本系列も何もない、資本的につながってはならないけれども、大企業の下請で隷属関係にあるといったようなものと、いろいろあるわけでございます。われわれは、中小企業は、今後できるだけ、大企業ではできないような、小回りをきかさないで、ばならない専門品をつくるといったような、専門化といったような方向に向かわせるといふことによりまして、大企業と並立の關係で社会的な分業体制を確立するといふ方向にもつていくべきではないかといふことを基本方針にいたしております。合理的な社会的分業体制を確立するために、特殊な規格のものといったようなものは、大企業でつくるよりは、中小企業でつくる方が、今のところ、はるかに小回りがきいて、實質もいし、コストも安いものができております。そういう方向を今後助長させて、隷属でなしに、対等のかつこうで、規模は大小があるけれども、社会的には対等だといふようなかつこうに持つていくように進めていきたい。業種別振興法によりまして、今までいろいろ改善事項が策定されておりますが、その中におきまして、基本的にはそういうような方向でいろいろ進められております。そこで、今まで出されました改善事項につきまして、その線に沿い、過般御審議決定をいただきました近代化促進法、これに基づいていろいろな計画を立てられましたならば、それに沿って、中小企業を、今申し上げましたような社会の分子として、堂々と大きな顔をして調歩できるという体制にもつてい

くようにしていきたいと考えております。

○久保田(豊)委員 それは、大企業との關係はそうだが、そういう企業というものは、機械別ないしは業態別にそれじやどのくらいの企業規模なり生産規模を持つものか。あるいはその企業規模、生産規模の安定をさせるには、その中における、要するに自己資本と他人資本が——理想をいへばいろいろある。しかし、いまのところでは、自己資本といふものは非常に少なく、二十何%他人資本が多い。大企業の方、自己資本は三十何%。これは日本全体の産業の欠点でなければ、しかし、そういう中でも、先々どういふ方向へ他人資本と自己資本の關係はつきり言へば、税金その他の關係を含めて、収益率は大体どの程度の企業にしていくかといふことも、私はやはり一つの目標になると思う。そういうものを検討した上でなければ、そういうものをつきり持つておかなければ、あとで質問をしますけれども、投資会社のあれといふものは、非常にゆがんで、きかぬかといふふうに思うわけですが、どうなんですか。

○加藤(徳)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、投資会社の一つの目的が、資本調達市場をつくること、ほかに、それによって、大企業にも通常の弊害でございしますが、資本構成が非常に悪いといふことなのでありまして、少なくとも私たちは、その資本構成を是正するといふことを当然考へなければいかぬと思ひます。ただ、一体何%にするのが理想的なのか、あ

るいはそういう目標に向かつてどれくらいの計画でもつていくのかといふ具体的な問題については、実はまだ検討はいたしてありません。ただ、日本の一般の企業の資本構成が、戦前は六〇%が自己資本であるといふことも、一つのめどになると思ひます。現在アメリカあるいはイギリス、ドイツ、こういうところの例をとつてみますと、大体七〇%前後の自己資本率になつておることもございしますので、そういう欧米にひけをとらない體質のりつばな中小企業に持つていくといふことになる、やはりそういうところが一つのめどになるのじやなかろうか、こういうふうに考へております。

それから収益率の問題は、これは資本構成の問題とも関連いたしたすので、一がいは申し上げたいと思ひますが、投資会社が最初に取り上げられる場合に、一現在現在の経理状況はどうであるかといふようなことは、この間もお答え申し上げましたが、一つのめどを持つております。たとえば形式的な基準を申し上げますと、現在大体一割くらいは配当をやつておる、その配当が今後維持できる、あるいはさらに収益率が向上いたしまして配当率も引き上げられるといふふうなものを一つのめどにして、この投資会社といふものは取り上げるべきじやなかろうか。また、投資会社がこの株を公開する場合に、収益性の見通しが非常にあふない、収益率が非常に低いといふことになりまして、一般の公開市場を利用するといふわけにもまいりませんので、こういう意味からも、もう一つの業務でございします、いわゆるコンサルタント業務といふことで、できるだけ

収益率を高めていく。現在第二市場の公開の実績がございしますが、少なくとも第二市場に公開するといふことになりまして、過去の例から見ても、どの程度の配当あるいは収益があるかといふ一つのめどがございしますので、そういうところを一つの目標にして持つてまいりたい、こういうふうに考へております。

○久保田(豊)委員 いまの収益率の問題についてはあとでまた触れますけれども、大体そういう点は、政府としてはいさし具体的に持たなければ、こういう投資育成会社に対するほんとうの指導の基準といふものは立つていかないようにならなければ、ですから、たとえば生産規模の問題にいたしまして、いまのようなお話の中で、具体的に業種別にどの程度のものを持たしえたいかといふことは、いろんな要因がありまして、そう簡単にはきまらないと思ひます。しかし、そういういろいろな要因を加味してほんとうに検討しておかないと、これは投資会社そのものが軌道をはずれてしまふ危険性があるといふ点から、私は申し上げておるわけです。ですから、この点は、いまのところ、そういうものの検討があり、あるいはその他資料なり何なりがあるのですか、ないのですか。あるいはどういふふうに企業規模なりあるいは生産規模なり——それからさらにもう一つ当然問題になるのは、技術水準ですね。それらをひくくするめてどういふものをねらつていけば、こういう高度化になり、さっきのお話のように、大企業に対しては自立性を高めていくかといふことは、なかなかむずかしい問題です。それで特に国際的な競争力を増していこうといふことになり

ますれば、その問題が当然大きな問題になつてくる。こういう点の研究なり作業なりといふものが、どの程度進んでおるのか、あるいはこれからどう進めようとしておるのか、この点も、もう少し具体的に説明をしてもらいたい。

○樋口政府委員 収益率でございしますと、あるいは資本の構成といふものにつきましては、いま振興部長から申し上げましたような過去の実績、あるいは海外との比較といふようなことを一つのめどに置いておられますが、まだこまめで持つていくといふのはつきりしたもので、これだけなければいけないといふものまで持つていくといふのはつきりわけがございまして、いま先生のお話にございまして、そういうことについてある種の目標を設定するといふことではなければ、どこまでいっていいのかわかりません。しかし、ごもつともだと思ひますので、これにつきましては、今後内外の実績その他等も考へまして、今後起こるべき競争等を勘案して、できるだけ早急にきめるような作業をしたいと思つております。

それから技術水準につきましては、これはたとへば近代化促進法の対象業種になるもの等につきましては、近代化計画自体の中に、将来の生産費をどこまで持つていくか、そのときの技術水準をどうやるべきかといふようなことを書くことになつております。それから、その対象にならないもの等につきましては、たとえば業種別振興法の他にございまして、こまめで持つていくべきであるといふようなこと等につきまして、それぞれの業種ごとでございまして、それぞれありまして、まだこれ

からのものも、近代化促進法に指定されなければ、機械工業振興法、電子工業振興法、それぞれ目標を設定することになっておりますので、そちらの方で設定いたしましたとして、将来三年後にはこうあるべきである、あるいは五年後にはこうあるべきであるというようなことを、それぞれの法律に基づいてきめていきたいと考えております。

○久保田(豊)委員 その点は、私はやはりはつきりすることが一番大事だというふうに思っております。国の政策として指導していくという立場からいけば、その問題を抜きにしてはなかなかうまくいかないのじゃないかというふうに思いますので、これは単なる言いわけではなくて、具体的にひとつ進めてもらいたいと思います。

そこで次の問題ですが、今度は非常に具体的な問題に入りますけれども、この会社の資本構成についてひとつお聞きしておきたいと思っております。

これで見ると、法案の上では、公庫出資、つまり政府出資が大体三分の一、総出資額は六億だということですが、政府の今までの御説明によりますと、あとの三分の一は地方公共団体に出席させるのだ、あとの三分の一はいわゆる民間、その民間というのは、大証券会社と事業会社とおのおのの予定しておる、こういうことですが、大体そうですか。

○樋口政府委員 この法律に書いてありますのは、政府の持ち分が三分の一をこえてはならない、ミニマムを一応規定しておるわけでありまして、いままで一応申し上げましたのも、政府が三分の一ということであれば、地方公共団体もそれと同額持っていたら、

それから民間も少なくともそれ以上持っていたらいいということでございます。それ以上、われわれは、うまくいけば、民間にはもう少し出していただきたい。民間と申しますのは、今お話のございました産業界と証券界のほかに、金融界が相当な関心を持っておるわけでございます。できれば、一般の民間には三分の一というワケにこだわらずに、もう少しよい持っていたらいいことによりまして、できるだけ会社自身の自己資本をふやすという方向で、いま商工会議所を通じて産業界、金融界、証券界のほうにも打診と申しますか、そういうようなことをやっておる最中でありまして。

○久保田(豊)委員 そこで、それらのそれそれについてお聞きしますが、この法案によりまして、大体四条によって、公庫出資つまり政府出資に対しては、ある意味において非常な優先権が与えられておるわけですね。利益金がある場合には、まづ先にいわゆる株式の消却をしるということが第一。それから第二には、利益金が消却してなお余りがある場合には、いわゆる配当をしる、こういうことですね。それから第三には、配当が十分でなかった場合には、あとはやはり配当分だけは優先的にとれ、そうして最後に解散をした場合には、残余財産から、それだけのものは、政府のとるべきものは、ひととれ、こういうような非常な優先的な保護が、大体において与えられておるわけですね。

そこで、これに対して具体的に何といいますが、大証府としては、証券会社に対する公庫出資は、五年間の据え置きをして、十年目で全部いわゆる消却をさせていただきますのだ、こういうこととす。そうすると、五年間は利益配当だけということでしょう。そうすると、あとは一割ずつを年賦償還するとすれば、一割ずつの消却をしていかなければならないということになります。それから配当は、最高と最低とを一応予定しておるようです。公庫融資に対しては、具体的なには、なんのふりかへておるのか。この点は、事務的なことで、大事なことで、お聞きをしたい。

それからこのほかに、政府の援助としては、いわゆる公庫の融資を考慮しておるわけですね。公庫の融資というものは、一会社に対する公庫融資ですね、融資というものは、大体どういう限度でやるのか。あるいはその場合の利子は、どうなるのか、こういう点は、事務的なこととすから、これだけ先に聞いておきます。

○加藤(徳)政府委員 先生御指摘のとおり政府出資の具体的ななしかたでございます。これについては、実はいろいろ問題もあつたわけでございますが、大証省その他関係者の間でいろいろ検討いたしました結果、こういう結論に相なつたわけでございます。実質的には、これはいわば確定利付証券。しかも元本、利子が出世払いであるといふふうに、簡単に言えるのじゃないかと思ひます。確定利付証券といふことだけをとりましますと、確かにどんな定期的な利息を取り上げられる。いかなければ元本を取り上げられるという事になります。もう一つ出世払いといふことになっておつて、先生御指摘のように、大体五年据え置き、あと十年で償還してしまふというようなめ

どを立てておりますが、これはあくまでも利益が出た話でございます。利益が出なければ、この条文にございませうに、消却計画が、一応六年目から消却ということになっておるわけでも、現実には消却をする必要がない、こういうことに相なるわけでございます。その場合には、この消却計画を変更する、こういうことになるわけでございます。

それから優先配当率でございますが、これは大体過去の例を見ますと、同じような例が、長期信用銀行に終戦後政府が優先株主ということで産投から出資された例がございします。それが大体七分五厘でございます。ただ、最近不動産銀行が設立されるときに優先株式の出資をやっておりますが、その優先配当率が六分五厘ということになつておるわけ、その低い方を一応われわれの目標にしたいということと考へております。この優先配当につきましても、この会社の性格から見まして、過去の長期信用銀行等の例のようなことでは少しづつ低いんじゃないかといふことで、条文にはつきり出しておらないのでございします。いよいよ会社配当をいただける場合には、かりに六分五厘の配当がいただける能力があつてと考へておいていい。なおそのほかには、民間に三分までは配当していい、こういうふうな一応現在までの了解になっております。そういうつもりでおるわけですね。ですから、現実のスタイルといたしましては、大証民間にも三分の配当ができるようになった場合に、政府に対して三分の配当をす

る。それから六分五厘、あるいはその中間に五分なんかの配当率があるかと思ひますが、五分の配当が優先株に対してできるという場合に、ここで初めて優先株式のなが生きてくるわけ、五分の配当を政府の優先株式にいたしまして、あと残りがあつた場合には、やはり六分五厘に達するまでは、全部民間にする必要があると思ひます。ただ、問題は六分五厘以上の配当能力ができた場合には、御承知のように、非参加の優先株になつておるわけで、優先株式に対します配当は六分五厘を限度とする。したがつて、民間は七分五厘あるいは八分の配当ができる、こういうことになつておる。一応計画といたしましては、六分五厘までは大証民間とそれから政府と同率の配当ができるような実際の運用に持つていきたい。それから民間が六分五厘以上の配当になる場合ももちろん考えられるわけでございますが、その場合には、もちろん政府に対しては六分五厘といふことになつたので、実質的に、民間の出資と比べてみますと、名前は優先株でございしますけれども、その状況がうまくいった場合には、消却するるときも額面で消却をいたしますし、非参加の配当でございますから、六分五厘以上の配当をする必要もございせんから、非常に有利である。逆に会社が非常にうまくいかなかつた場合は、先ほど申し上げましたように、利子も配当も元本も出世払いといふことになつておる。全額政府に対して、民間はもちろんでございします。政府に對しても、配当、償還はやらなくても

いい、こういうことになっておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 それじゃ確かめておきますがね、元本の消却ですが、これは額面消却だということですね。これを取得するときは、必ずしも額面どおりじゃない。ですから、もつと高く買入場合もあるわけでしょう。どうなんですか、この点は。

○加藤(徳)政府委員 よく話が混線するわけでございますが、政府が中小公庫を通じて出資をいたします場合は、新株の引き受けというかどうかでやりますので、これは額面ということになりますわけでありまして。ところが、投資会社の状況が非常によくなつて、配当もできるということになりますと、おそらく五十円の額面の株式が、七十円になったりあるいは百円になるということも考えられると思ひます。そういう場合であっても、政府に対する消却は、額面の五十円でいい。この点も、一般株に比べて、一般株の方がそういう場合には非常に有利であるということになる点があるわけですね。

○久保田(豊)委員 確かめておきますが、そうすると、要するに利益がなければ消却もせぬでいい、こういうことですね。その消却しない分は、ある年度はなくてもいい。当初はできないですからね。それはやはり消却なり配当分は、六分五厘なら六分五厘まではあとまた埋めるわけでしょう。どうなんですか。

○加藤(徳)政府委員 御指摘のとおりでございます。利益がない場合には、配当もできませんし、消却もできない。そういう時期になつて、初めて配当なり消却ができる。それが当初きめ

ました消却計画と相違する場合には、消却計画を変更するというわけであつて、いくわけでございます。それからもう一つ、実際の運用といたしましては、利益の配当なりあるいは消却も、利益が出たといつて、その利益を全部優先的に消却なりさらに配当に充てるといふことは言わなかつても、大体めどとしては、まだ最終的にきめておられますが、利益の一回くらしいをそちらの方に向けるというふうなことで、あとは民間に配当しない場合は社内留保させるというふうなかつても、やはり自己資本の充実、社内留保ということを行つて考えていきたいというふうな思つておるわけですね。

○久保田(豊)委員 それで公庫出資はわかりました。そこで、その次に聞くのは、これには要するに地方公共団体の出資というのがあるわけですね。これは法律的にはどういふ条文に基づいてこれができるのですか。というのは、この点については、実は私も勉強不十分でよくわからぬのだが、とにかく地方財政法にも、地方自治法にも、こういう会社は、ある意味においては公益性を持つていて、しかし、ある意味においては営利会社だ、利益を目標にした会社だ、これに対する出資なりあるいはそれから配当を受け入れていいというはつきりした規定はありません。また、そういうところへ出資をしては悪いという規定もない。大体はやつとしておるわけですね。ところが、これに対しては、非常にこういうのが最近よくいふやつてきておるわけですね。公利的な性格がある意味においては持つておりますが、その実態は営利会社と変わらない

というのに、地方自治体の金を出す場合に、何ら基準がない。このあたりは、へたをすればこれは全部すつてしまわなければならぬという場合もあるわけですね。ところが、その場合の補償はどうするかといつても、これははつきりした保証がないというふうな点もあつて、また、地方団体の持つておる株の処分はどうするかといふことですね。こういう点についても、この法律には規定がないし、地方自治法なり、地方財政法にも何ら規定はない。これは、いまのところうまくいつておるからいいやうなものですけれども、時代が變つてきますと、地方行政にとつては大きなマイナスになつてくる要因が非常に多いわけですね。これは、この前ほかの場合にも聞いたんですが、どの法律のどの条文に基づいてこういう出資をするようにできるのかといふ点を明確にしてもらいたいのと、それからこれについては、いまの消却なり、あるいは配当なり、あるいは持ち株の処分なりは、どういふようにしてやるのか。これも同じく国民の税金ですよ。国だけじゃないのです。これは最後の保障はそこにある。そういうことに対しては、なぜ規定を置かなかつたのか。少なくとも国の出資に対しては、一条を設けて、これだけ丁寧な保護規定といふべきか、そういうものを置きながら、地方団体の出資に対しては、そういう規定を一つも置かなかつた、その理由は、どこにあるのですか。それではたしてうまくいくのかどうかといふことを、いまの点と比べ合わせてひとつはつきり説明をしてもらいたいのと思ひます。

○加藤(徳)政府委員 公共団体の出資金につきましては、本法の本文の中には、実はどこにもないわけですね。ただ、附則の第七項をごらんになつていただきます。一三ページの一番終りのところに書いてありますが、「設立委員は、株式の申込みをした者に対し株式を割り当てる場合において、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があつたときは、当該会社につき公共団体が引き受ける優先株式の数に相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に優先して割り当てなければならぬ」と、この裏の解釈をいたしまして、当然地方公共団体はこの会社に出資ができるというふうになつておるわけでありまして。ただ、その出資は、強制をするわけではございませんで、あくまでも府県の自主的な判断にまかすといふことでございますので、自分の県でこれだけの出資をいたしたいといふふうなお申し出があつた場合に、当初の資本金を大体予想しますが、全部申し込みを受け付けると、予定の資本金をはるかにオーバーするといふような場合もあると思ひますが、その場合には、申し込みをカットすることがあり得るわけでございますが、そういう場合には、まず優先的に地方公共団体からの出資の申し込みに応ずる。それを先ほど申し上げましたが、大体政府金融機関である中小公庫からの出資でございますが、これに達するまでは、もうほかの株式申し込み者に全部優先してこの申し込みに応ずるのだ、こういう趣旨の規定でございます。ここで、大体地方公共団体がこの会社に出資することを期待いたしております。しかもほ

かのものに先んじてということとは、少なくとも国と同額のものまではわれわれは期待しておるのだといふことを言つておるわけでございます。地方自治法、これに関連しての条文がないわけでございますが、現在いろいろ特に富裕層を見ても、県の方からは関係で、あるいは公社組織、あるいは株式会社組織等の形態で、かなり出資しておられる府県の例もあるようでありまして、やはり当初は、この投資会社についても、そういうスタイルで発足をしたらどうかと考へておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 受けるほうの投資会社のほうからいへばそれでいいでしょうがね、この規定によつてやれば、しかし、出す方の地方公共団体なりあるいは地方自治法何条なら何条のどういふ規定に基づいて出し得るのかといふことなんです。それと、さつき言つたように、これは損をした場合に、株がほんとうに無価値になつたよな場合には、だれが責任を負うのか、あるいは株が非常に上がった、配当が非常によくなったという場合には、これはその処分なんというものは自由にできるのかどうなのか、そういう点が一向にはつきりしてない。この点はどうなのかといふことを聞いておるわけですね。ここにこういう規定があるから、会社のほうとしては受ける分にはいいでしょうが、地方公共団体の立場から見れば場合の根拠法律は、どういふ法律の何条に基づいてこういうところに出資ができるのか。これはいまのお話のように、交付税等を

○加藤(徳)政府委員 公共団体の出資金につきましては、本法の本文の中には、実はどこにもないわけですね。ただ、附則の第七項をごらんになつていただきます。一三ページの一番終りのところに書いてありますが、「設立委員は、株式の申込みをした者に対し株式を割り当てる場合において、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があつたときは、当該会社につき公共団体が引き受ける優先株式の数に相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に優先して割り当てなければならぬ」と、この裏の解釈をいたしまして、当然地方公共団体はこの会社に出資ができるというふうになつておるわけでありまして。ただ、その出資は、強制をするわけではございませんで、あくまでも府県の自主的な判断にまかすといふことでございますので、自分の県でこれだけの出資をいたしたいといふふうなお申し出があつた場合に、当初の資本金を大体予想しますが、全部申し込みを受け付けると、予定の資本金をはるかにオーバーするといふような場合もあると思ひますが、その場合には、申し込みをカットすることがあり得るわけでございますが、そういう場合には、まず優先的に地方公共団体からの出資の申し込みに応ずる。それを先ほど申し上げましたが、大体政府金融機関である中小公庫からの出資でございますが、これに達するまでは、もうほかの株式申し込み者に全部優先してこの申し込みに応ずるのだ、こういう趣旨の規定でございます。ここで、大体地方公共団体がこの会社に出資することを期待いたしております。しかもほ

○加藤(佛)政府委員　ただいまも御客弁申し上げましたように、地方自治法に具体的に投資会社に対する出資というふうな表現のしかたの条文はないわけでございますが、一般的な条項といましては、地方自治法の第二条の第三項を見てみますと、いろいろその当該府県にある中小企業の育成のための仕事ができる、と、例示でございしますが、書いてあるわけでございます。そういうたやはり地方の中小企業育成という見地からの府県の固有事務と申しますか、というふうにわれわれは解釈できるのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

アムがつくということで、はるかに有利であるということになると思います。それで、もう一つ政府の優先株式で要素になっておりますのは、議決権がない株式ということになっておるわけです。やはり地方公共団体が

せっかく出資をされて、国と同じようなスタイルで出資するということになると、議決権がないということではやはり困るのではないか。国は議決権がないかわりに、いろいろな投資会社に対する直接の監督の条項がございまして、それによってコントロールができると思います。府県についてやはり国の監督と同じような監督規定を入れるわけに参りませんので、そういう出資者の利益を擁護し、あるいは府県としての中小企業育成の面からのいろいろお考えがあると思いますが、そういう発言の場は、株主総会に出ていろいろ発言されるという必要があるのではなからうかということでございまして、私ども、府県からの出資は、普通株式というふうに考えておるわけでございませう。したがって、先生御指摘の、この会社がうまくいかぬで、相当塩づけになってしまったという場合には、府県の出資の回収という面については、これは一般の普通株でございませうが、政府の優先株式といえども同じでございませうが、なかなか回収がむずかしいということなんでしょうが、そこはやはり中小企業のそういった施策、特に地場産業と申しますか、地域開発的な見地から、府県というものはお考えになると思います。そういった地域の中小企業の育成という面から、その程度のことでは覚悟の上でやはり府県としてもやっていただく必要

があるのじゃなからうか、こういうふうに考えておるわけでございます。それから最後の、この投資会社の株式の自由なる売買ができるのかどうかということでございますが、これは何も条文には書いてございません。したがって、商法の原則によるわけでございまして、株式の譲渡自由の原則というのがございまして、買手がつけば、手放したい人は売ってもいいということになります。この点がやはり非常に問題になると思うわけでございますが、非常にこの会社がうまくいって、どんどん配当もできれば、ほしいという人がたくさんあると思います。そういう場合に、その株をどんどん一般の大衆も持っていきたいとか、その問題に相なるわけでございますが、私どもの感じといたしまして、特に当初軌道に乗るまでの問題といたしましては、そうなりますと、やはり一般の大株主の保護のことも、もちろん考えなければいかぬわけでございます。この投資会社の本来の性格、目的からいえば、株式がその自由にどんどん譲渡されるというのでは、せっかく最初金を出していただいた関係の事業会社、金融機関、証券会社の意思にもおたして沿うかどうかというふうな問題もございまして、できるだけじつと持っておつて投資会社を育てていただくという考え方で、これは行政指導と申しますが、そういう面の問題でございまして、売つたり買つたりあまりやつてもらいたくないというふうな方向でもっていきたいという感じでおるわけでございます。ただ、府県がいろいろの中小企業もあらかたこの会社で

取り上げられて、卒業生を送ったあと、こう見渡したところが、当分の間とも自分の府県の中で取り上げられそうなる中小企業もないじゃないかというふうなことも起こり得るかと思いますが、そういうった場合は、やはり投資会社との話し合い、それから関係の株主の話し合い、この株を肩がわりする、そういうことで府県の出資を回収していただくということにしたらどうかと思います。したがって、この株の譲渡につきまして、あくまでも肩がわりというかつこうで、当事者の話し合い、場合によると、出資者でございまして政府もこの御相談に応ずるといふふうなこともなると思いますが、そういうった運用で持っていきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○久保田(豊)委員 この点ももう少し突っ込みたいのですが、その次に、民間出資は、さっきのお話では証券業者あるいは事業会社、ないしは金融機関、こういうものを大体予定している、こういうことですね。しかし、これは個人も持てるわけでしょう。どうなんですか。

○加藤(徳)政府委員 これも法律的には何も書いておらないわけでありまして、最初に株式を募集いたします場合に、個人からの申し込みがあった場合にはどうするかということでございしますが、特に仕事の当初におきましては、なかなかいろいろな問題があるのであります。そういうお志は非常にけっこうだと思えますけれども、不測の損害を当該株主に与えることもどうだろうかということで、行く行くはそういうことも考えたらという気持は

持っておりますが、とりあえずは、関心をお持ちの金融機関、証券会社、それから事業会社というふうに限定をいたしまして、当初は個人を期待いたしております。

それからもう一つ、これはあくまでも株主保護という見地から出ていると思いますが、いまの投資会社が、そういうふうに株の譲渡の自由、あるいは一般大衆にまで持たして、これがアメリカにございいますような会社型の投資信託、こういうふうなことになるのも困るというふうなこともございしますので、そういう面からも、あくまでもこの出資者は、そういうふうに限定的に運用いたしたい、こういうふうに考えております。

○久保田（豊）委員 それは、いまのとおりあえずの問題としては、海のものとも山のものともわからぬから、当然これは個人で持たないなというやつはないと思うのです。しかしながら、これがある程度軌道に乗ってうまくいくということになってくると、いろいろな問題が出てきて、へたをすると、変な野心家がこういうものを握るという公算は、非常にあるわけですね。その場合には、公庫出資は議決権がありませんから、これはほとんどその意味では公庫は発言権はない。これは、反面においては通産省のいわゆる監督指導権というか、関与権が非常に強うございしますから、そういう点である程度ありますけれども、そこらに非常に問題があるのと、地方公共団体等は、いまの地方公共団体や県や市の政治の実態を見ますと、こういうものが間違つて個人や何かに悪用される場合が、非常に多いわけでありま

す。その場合には、これに対する規制が法律の上では何もないということでは、これは証券業者なり会社ばかりならいいが、会社ならそうたいそうなことでもないでしようけれども、必ずしも会社ばかりとはきまらないというふうなことになるかと、そこらに、将来うまくいった場合は非常な弊害が出てくる危険がありはしないかという点を言っておるのです。これらに対する規制を特にしなかつた理由は、どこにあるのですか。

○加藤(徳)政府委員 先ほど申し上げましたように、これらの出資を仰ぎますのは、地方公共団体のほかに、民間の事業会社、金融機関、証券会社等でございますが、こういったものは、数の面から見ると、そう大きな数にならぬと思ひます。しかも、その持ち株比率が、大体当初はおそらく三分の一あるいはそれを少し上回るという程度じゃなかろうかと思ひますので、あくまでも特定の株主と投資会社との間の話し合いの問題で、そういう問題がなによりにしたい。

それから、将来店頭で売買される場合に、公開の株式市場にこれを上場するかどうかという問題がございますが、これはおそらくそのときの状況によつてどういふことにならうかと、相当先のことだと思ひますが、そのときに考えることとして、それまでは、あくまでもこの会社の株式の売買というものは、いわゆる相対売買と申しますが、個人対個人の売買ということになりますので、現在その株を所有しておられる民間の会社等に、そういうことをお願いしていったら十分ではなからうか、こういうふうに思つておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 これは一応当初のすべり出しをすべて想定されたままのお答えなんです、先の問題としては当然残つて出てくる。この会社は、十九億程度の資金ではとうてい足りないという問題が出てくると思ひます。そこで、とりあえず一番最初の問題として出てくるのは何かというところ、これは資金の調達という問題であらうかと思ひます。その場合には、方法としては、社内留保なり社内蓄積をよけいにするという問題が、当然あると思ひます。これはしかし、なかなか当初のうちは期待できないだらうと思ひます。

その次は、公庫の借り入れですか、これはどの程度認めるつもりか、どういふふうによつていくかという点ですね。その場合の利率の問題。さつきお聞きしたけれども、はつきりしたお答えがなかった。銀行その他からの一般借り入れはどういふふうに扱つていくのかということ。

それからさらに、これを積極的にやるには、日銀の特別の融資なり、あるいはこの会社の株を担保にする特別貸し出しなり何なりというものを、相当低利なものをやるということにならぬと思ひます。そういう点については、どういふふうによつておるのかという点。

それから第一回は、出発はこれだといふが、その後の増資についてはどういふふうによつておるかという点ですね。その増資ということになると、三者だけの増資にするのか。あるいは構想を変えて、全国的にこういふ構想を

をばらまいていくのか。地方公共団体等のあれにしても、そういう問題が当然からまってくると思ひますが、この増資についての大体の考え方なり方針なりというものがあつたなら、はつきりしておいてもらいたい、こう思ひます。

○加藤(徳)政府委員 先生御指摘のようによつて、一番の問題は、やはり資金の問題であらうかと思ひます。それで、とりあえず充足する初年度でございまして、政府が六億、それから大体公共団体のほうも――まだ最終的には県議会等の関係もございまして何でございまして、この中心になる地元の府県市等では、いろいろお願いしてまいつておられますので、まだ結論は出ておりませんが、大体期待してよろうと思ひます。あと民間の資金も、長官からお答えしましたように、商工会議所を中心にしてこれから本格的にやろうということでございます。何とかなるというふうによつておられます。ただ、御承知のように、この会社の収入といつたしましては、こういう株式を保有している企業からの配当収入、当分の間はそれだけにたよる。まあコンサルタントの手数料収入が多少ございまして、これなんか若干その事務費等に食われちゃうというところになりますので……しかもその取り上げた企業を一回転して卒業させるまでに、平均五年間ぐらいかかる。そうすると、それまでの間は、年々新しい企業を取り上げなければならぬので、金が出る一方だ。やつと五年目にその一部を市場に放出して、そうして回収する。回収の場合には、おそらくプレミアム収入というものもあるかと思ひます。そ

こまでいくには、やはり年々御指摘のようによつて相当金をつぎ込む必要があるわけですね。そういうことで、私も初年度とありえずこういふことで充足いたしますが、やはり第二年度、第三年度においても、連続の増資を当分の間には考える必要があるんじゃないかというところでございまして、この増資のスタイルは、私たちの希望としては、初年度と同じようなスタイルで、国と地方公共団体と民間というふうによつておられますが、そういう増資ができるだけやりやすいように、ぜひわれわれは努力をいたしまして、りっぱな成績をおられますが、一応当初の何年間は、増資を連続行なうという構想でございます。

それからもう一つの、中小公庫から借り入れの規定もございまして、この投資会社が順調にまいりまして、一般の配当もできるという段階になりますと、これはもうむしろ借り入れの方がコストが安いというところになります。が、配当をするまで、利益が出るまでは、少なくとも出資金はコストはゼロでございますから、それに対して、多少でもコストのかかる資金では、やはりこの会社の運営についていろいろ苦しいことがあるというところでございます。一応ある程度、民間の配当ができる程度くらいになれば、もちろん相当な割合で資金の裏づけを公庫から融資してもらふというふうには思つておりますが、当初は、ほとんどはいま申し上げました出資金でまかなう、こういう構想でおるわけですね。それから公庫の貸し付けにつきましましては、先ほど申し上げまし

たように、来年度の公庫の貸し付けの中では、この投資会社に対する貸し付けを考えておりません。それはいま申し上げましたような趣旨でございまして、一応軌道に乗りまして、公庫からの貸し付けも使うという場合には、条件等もきめてまいりたいというふうによつておられますが、この条件のきめ方については、たとえばアメリカの投資会社の例等を見まして、期間が二十年であるとか、あるいは利率がたしか五分でしたとか、非常に安い利率になつております。こういうことも一つの参考にはなるんじゃないか。いずれ今後の問題、しかも大蔵当局との折衝の問題でございまして、そういう感じでおるわけでございます。

○久保田(豊)委員 いまの問題と連関して、この会社をやるやうなということになると、投資をする会社も相当の高利率で回つてゐるものにやらなければならぬというところになるわけですね。それと、配当もない、収入としては、少なくとも五年くらいは株を固定しなければならぬ、そうすると、その間は実際に収入がないわけですね。プレミアム収入もない。そうすると、要するに配当収入とコンサルタントの手数料と、この二つしか大きなものとしては望めないというところになる。それで、しかもこれは一つの会社が、東京、大阪の場合は、少なくとも五年間には年に五十ずつやるとして、二百五十なりあるいはもっともけいたなければ意味をなさぬ。当初申しましたように、五年間で二百五十の会社だけに投資をいたしましたというんじや、中小企業対策としてはたいして

意味をなさぬ。個々の企業の救済策にはなるかも知れぬけれども、全体としての産業構造改革とか、あるいは輸出の増強とかいう大きな題目から見れば、非常に意味が少なくなる。こういうことになりましたから、もっとよい持たなければならぬということになれば、結局人件費なり、営業費、管理費は、相当かかるということにならざるを得ない。そうしますと、かりに政府出資なりあるいは府県出資その他に對して配当しないとしても——配当しなければ、これはそんなにこの投資会社自体の増資ができるはずがない、こういうことになると思う。ですから、どうしたって高いところの収益率をあげたものをねらわざるを得ない。私は、この会社をやっていくには、相当の収入がなければいけないと思ふのです。大体において原資から見た場合に、こういうことになると思うが、こういう点の矛盾は——本来のこの会社の業務をやろうとすれば、ほとんど当初の五年くらいの間は、収入は多くのものを見込めない。しかし、反面出るものは相当出さなければならぬ。そこで規制のできるものは何かというと、政府なり地方団体までいくかどうかかわらぬが、そういうところに対する配当なり消却をうんと少なくするということ以外にはないというふうに思ふのです。この場合の矛盾をどういうふうに解消しようとするのですか。

○加藤(博)政府委員　その点が、最初に先生御指摘のとおり、もつと気宇大なる大きなものを考えたかどうかということにつながるのではないかと思ひます。それは先ほど長官が申し上げましたように、とりあえず発足をいたした

まして、これを軌道に乗せて、われわれの所期するような方向に少しでも早く持っていくことが、第一段階として重要だと考えておるわけでありまして、したがって、当初の所要資金は、先ほど申し上げましたように、自分の間増資だけでまかなう。しかも、おそらくその株式は、自分の間は配当もできないわけでありまして、これはやはり関係の業界の中小企業を育てていくという、いわゆる中小企業に対する協力的な御趣旨で御協力を願う。それと、国と地方公共団体の金を含めて原資に充てていくというふうに考えております。かりに取り上げる会社はいろいろなものを取り上げるといいたしまして、この会社の株を一般の市場に公開するまでの間には、相当の時間がかかると思ひます。この間も申し上げましたように、第二市場の場合は、資本金が一億円なければならぬ。店頭でも五千万円でありまして、それまでの間に期間が要するわけでありまして、それまでは期待し得るものは配当収入だけであるということになりますので、公開をして資金を回収する。しかもキャピタル・ゲインでプレミアム収入を得るまでの間は、何らかのかつこうで資金の裏づけをしなければならぬということになりまして、その資金は、あくまでも先ほど申し上げましたような方法で調達をいたしたいと考えております。それから行く行くは、株式を放出する場合には、望むらくはプレミアムつきで当初の出資が倍額になるというふうなことが好ましいわけでございます。しかし、それはそういう営利一点張りの追求を、この会社が本来の性格からやっていたいものかどうかという点

もございまして、これはやはりもうかつているものを最優先していくという考え方でなく、この法文にもございまして、産業構造改革なり、国際競争力強化という面から見て、国の産業政策に合ったような運用をいたしたいというふうに考えております。そこで、必ずしも成績の非常にいい中小企業からこの投資会社が取り上げるんだというふうには考えておらない。ただ、発足をいたしまして一応の軌道に乗るまでの間、心配になりますのは、株は持たなければならない、結局焦げついたり、塩づけになったという面もございまして、その点は、国なり地方公共団体から多額の出資を仰いでいくわけでございますので、それをできるだけ効率的に運用していく面からいいますと、最初の企業を取り上げる場合には、一つの基準としては、現在までの収益の実績とか、配当とか、あるいは将来の発展性、収益性というものを一応考える必要があるのではないかと、うことでございまして、先ほど申し上げましたように、形式的な基準として、一割くらいは配当を過去二、三年、一割くらいは配当が過去二、三年、その程度の配当ができるくらい、収益率を上げておいたものを、取り上げる場合の一つの基準にしたい、というふうに考えておるわけでありまして。

○久保田(豊)委員　少し順序が変になります。今度はこの会社から、何といふか、出資を受けるほうの民間の会社、対象企業のほうから見て問題になるのは、何といふのも第九条の「事業に関する規程」といふものです。これがどういうふうにつくられるのか、同時に、これがどういうふうに運用されるのかというところが、一番中心の問題になると思ひます。そこで、これについてちょっと具体的に伺ひたいと思ひます。この九条によると、五つの事項をはつきりきめて、これは通産大臣の認可を得なければならぬということになってゐる。その一つは、選定基準。この選定基準は、その前の条項を受けて政令で定めるとか、あるいは五千万円以下だとかいうこと、それからさらに高度化に役立つとか、あるいは国際競争力のあれになるという、これは抽象的なあれですね。もつと具体的なものが、ここで必要になってくるんじゃないかというふうに思ふわけですね。そこで伺ひたいのは、これは結局株の公開をするということが保障されなければ、ちよつと持てないわけですね。投資はできないわけですね。この株の公開というところ、この場合は、どういうあれでもつてそれを確認するの、かというところ。相手のほうが一応つと増資をしてみたら、公開しますよと言つてみたところで、公開したつて、基礎がはつきりした会社でなければ、株が値をもちませんよ。ですから、これは非常にやほり会社に、つとて大事な問題だ、こゝ思ひます。この株の公開を一つの条件にしなければならぬと思ひます。これはどういうふうに確認をするのか、この確認の基準というものが、実際にはむずかしい問題になると思ひます。特に、数は少ないと思ひますが、しかし、この対象になるような五百万円以上五千万円以下の会社でも、合名とか合資、あるいは有限会社というのがあるわけですね。こういうのは対象に入れるのか、そう

いう対象にする場合には、要するにこれを株式会社と切りかえてやらせるのか、こういう点。それからあなたの方からもらった資料によると、これはたぶん株式会社のことだろうと思ひけれども、同族的な色彩が非常に強いというので、五〇%以下の株を持っているのが三七%程度で、それ以上の株を同族的に持っているという株式会社、そういうのは六五%近くあるわけですね。非常に数が多いわけですね。その株の公開というのをどの辺の目標でやるのかという点、この点が問題になると思ひます。これについては、どういうふうにやるつもりかということですね。それから収益率については、いまのお話では、大体一割くらいの配当を過去しておつて、あるいは将来もするといふ、こういう一つのめどであるといふのですが、あなたのほうからもらったこれを見ると、一割五分以下の配当をしてゐるものが、大体半分ですね。そのうちの半分は無配当です。一割五分以上のものをやつてゐるものが、大体半々という、こういうことです。四分の一は、要するに配当なしという会社なんです。大体あなたの資料を分析してみると、そういう場合に、一割以上ということになれば、これはやはりどうしてもある程度片寄ってくる。しかし、実際に増資をしてさらにやるというの、ほんとうに増資を望むのは、私は配当のできないような会社じゃないかと思ひます。あるいは一割五分以上の配当のできない会社が多いんじゃないかと思ひますが、こういう点の調整はどうするかという点ですね。それからもう一つは、これは要するに自己資本を、投資によって会社の資

本金を増すというだけで、これでもって基本的な目的を達するというところは、非常に少ないわけですね。おそろく私は、これがやはり一つの呼び水になつて、そうしてさらにそれにほかからの融資を得て、設備投資なりあるいは企業安定の方策を立てるというものが、大部分じゃないかと思うのです。また、それでは意味をなさぬと思う。どこかでいろいろの借金をやつたものが、併りかえてこれを出すというのでは、たいた意味がないのじゃないか。したがって、こういう設備投資計画というものは当然伴つてくるというふうには私は考えるわけだが、こういう点は、選定の条件にするのかどうか、答弁してもらいたい。

それからもう一つの点は、これはまあ選定基準について問題になる一番大事な点ではないかというふうに思いますが、その二項としては、会社が株を引ける場合の評価基準というものはあるはずですね。これをどうきめてあるかということですね。せんだつての説明では、大体額面五十円株を百円くらいにするのだ、こういうわけですね。それは一応常識的にそうかしらぬが、必ずしも全部がそうはいかぬと思うのです。その場合には、どういう基準でこれをきめるのかということ。それから引き受け限度ですが、これもはっきりしないわけですね。引き受けの限度は、どの程度引き受けをしたから、限度をきめるのかきめないのか。きめるとすれば、せんだつてのお話では、大体常識的に二、三割程度は株を持つていいんだ、こういうことですが、引き受け限度というものをきめるのか、きめないのか、こういう点。

それから保有期間は、今まで言っているように四、五年はどうしても置かなければだめだ。それだけの間は、要するに資金が固定するわけですね。そのぐらいいなければ——また片一方のほうから、特に設備投資をしてある程度レベル・アップをしよというものは、当然相当程度の保有期間というものを置かなければならぬ。これはどうするのかということ。

それに連関して、処分の方法ですね。これは公開入札という話だ。その公開入札の場合、要するに入札に参加するのは、いわゆる証券業者になるでしょう。その場合、制限をするのか、しないのか、あるいはこの投資会社そのものに投資をして人間に限るのか、あるいはそうでなくても、その会社の投資を受ける会社自体の株を持つているなり、投資をしているなり、そういう業者を入れるのか、指定業者制限をとるのか、そうすれば、それはどういうふうな基準でやるのか、こういう点が問題になります。それからさつき中村君の質問の中でも出ておつたのだが、この会社がやるコンサルタントというのは、事実上はある程度強制的です。株を持つて、そしてお前のところコンサルタントをやるといへば、いやおうなしに受けざるを得ませんよ。株だけは持つてもらふ、コンサルタントは要らぬとは、実際はいかない。そこでコンサルタントをやする場合の手数料というものが、非常に問題になつてくると思う。会社自体とすれば、コンサルタントの手数料収入というものの、当初のうちは相当大きく依存しなければならぬ、こういうことになると思うが、こういうことをきめる

ことになつておりますがどうなのかということですね。そしてさらにコンサルタントについて、これはコンサルタント自体のあれではないが、いま一般のコンサルタントの料金というものをどんなふうにかえておるのか。これは単にコンサルタントだけにとどまるのか、あるいはコンサルタントを通じて、間接には会社なり何なりが、あるいは必要の資金、要するに借り入れ金ですね、その投資を受ける会社の機械その他の施設も、当然コンサルタントを受けたばかりじゃしかなかったわけですね、相当レベル・アップするわけなんだから。そういう場合、そういうことまでも会社なりあるいはコンサルタントとして首を突く込むのかどうか、こういう点は、どんなふうにかつておるのか。ところが、受けるほうからいへば一番問題になると思うが、特に引き受けの限度の問題については、今度のこの問題を中心として、きのうも問題が出ておりましたけれども、受けるほうの会社としてみれば、日商の調査でも、これを利用したくないというのの中には、要するにこれをやるとするさいことをいろいろ言われて、結局乗っ取られてしまふという心配があるわけですね。だからいまだという点があるわけですね。これは、きのうのお話では、大体普通の株主権は一般には行使しない。しかし、そうでなくて、特に不合理な経営をした場合のみ、要するに少数株主権というか、大株主としての、結局重役の交代もやるといふことでしよ。あるいは会社の整備を命ずるといふことになるでしよけれども、そういう点についての不安が非常に多いわけですね。そういう点の不安

を解消するような法文というものを置く必要があるのじゃないか。要するに、この投資を受けた会社の経営権にまでは、この持ち株会社——持ち株会社ではないが、ある程度の干渉はするでしよけれども、しかし、経営権そのものを乗っ取るというよりなことはしないのだというよりな、どういふ形にかつておる法文をはつきりしておかなければ、増資を受けるほうからいへば、非常に不安なわけですね。特に中小企業という、こういう同族的な色彩の多いものが踏み切るといふことは、私はその点が非常に問題だと思ふが、そういう規定をなぜ置かなかつたか。置く意思があるのかどうか。

○種詰政府委員 まず、公開をするのかしないのかという点につきましても、これは公開したくてもできない——たとえば株が売れないということがあるかも知れませんが、まずそれは別といたしまして、あらかじめそれとは別といたしまして、一定のところまで公開をするのだ、一定のところまでは証券会社を通じて一般市場に売り出しますよということにあらかじめ了解をとつたものについて引き受けるといふことにすることによりまして、とにかく公開市場に将来結びつくといふことを最初に担保しておきたい、こういうふうに思つております。それから一〇〇の配当ということが現実にはできるかできないかという問題が、この会社の株を引き受けてやるかどうかにかつて非常に関係があるわけでごさいますけれども、先生御指摘のようには、二、三割ばかり現在無配であるというのでございしますが、この選定基準の第一には、まずある程度長期間にわた

つて妥当な設備投資の計画を持つていかどうか。今はだめだけれども、こういうふうな計画内容を持ち、技術陣をこつていふに充実していくといったような計画を持つておつて、それを金融なりあるいはその資本なりというほうで裏づけなければだじようぶやうでいけさうだということをやらず選定の第一の基準にしたい、そういうふうに考へておられますので、これは妥当な設備計画を持つていかどうかというよりなことをよく調べることによります。現在は無配だけれども、将来必ずこれならいふだうというところの一応のめどをつけるということ、選定基準の一に取り上げたい。それからこれは先生がしばしば呼び水にすぎないだろとおつしやる点、これはおつしやるのとおりで、これだけでは十全ではございせんので、これを一つの転機にいたしまして、会社が全体的に自己資本の充実ができるという方向に持つていくモメントにしたいというふうに思つております。

それから評価基準につきましても、現在国税庁方式というのは、会社の純資産を株数で割るということになつております。ただ、それに、まだ公開もされておらないものでございまして、流通性がないということを加味いたしまして、純粋に純資産を株数で割つた場合にはかりに百円であつても、しかし、それは転々売買すると百円の価値はあるけれども、まだ公開市場に出されておらないというなら、それは七掛けとか八掛けの価値しかないじゃないかといった場合には、それを七千円とか八千円とかというところでやるわけでごさいます。これは大体国

税庁あたりの評価方式といったようなものを参考にいたしまして、妥当な引き受け価格をきめて、それによって引き受けた。百円と申し上げましたのは、大体どっちかという過小資本が中小企業に多過ぎますので、含みその他を全部考えると、平均して百円ぐらいいはなり得るのじゃないかという、一応の目安を申し上げたわけでございます。

それから引き受け限度につきまして、これは平均して二、三割というふうに考えております。あまりわずかしかなかったのでは意味がない。やはり持つ以上は、ある程度それが資本充実にプラスになるようにということであれば、相当持つべきだということ、一応三割ということをおわれれば目標に置いております。五割以上持ったら完全に支配されてしまいますので、一応事業規模の中に二分の一をこえてはならないということをお記したいと思っております。

それから保有期間は、先ほど先生も御指摘ありましたが、大体われわれは、引き受けてから五年、六年、七年の間に処分するということになるのじゃないか、平均五、六年は持つていてというふうに考えております。

それから公開入札する際に、どの程度までの方にするか。たとえば四大証券だけに限るのか、その次にもやるのかというところにつきましては、まだいま証券業界との間にいろいろ話をしてるところでございます。いずれにもきめておりません。これは関係の大蔵省、証券業協会ともよく相談した上で、一番妥当な方法をとりたいと思っております。

それからコンサルタントの費用につきまして、これはこの会社がある程度株を持って、いわば一部は自分の企業になるわけでございます。株主でございます。それで、できるだけ援助をしたいと思いますということで、コンサルタント費用の一部は——手数料はとりませんが、その手数料をこえる費用がかかる場合は、当然あると思います。そういう場合には、この投資育成会社自体の負担においてコンサルタントを雇うというよりなことをして援助していきたいと考えております。それから一般株主権というものの行使で、大体普通の場合は、あらかじめ約束をしておれば、投資を受けた会社がとんでもないところにされることはないのじゃないかと思っております。場合によりましては、累積投票権といったようなものでも行使して、株主である立場からむしろ理事者自体の中に入り込むということもあり得るかと思ひますし、とてもこういふ会社はもうはしにも棒にもかからぬから、これはめんどうを見てやる必要はないということになれば、この会社が、一番同族がきらうのは第三者が入ってかき回されるということでございます。そういうふうなことを聞かぬなら、もう投資育成会社で持つてあるあなたの株は、これはほしという人になつてお払いしますよというところ、処分するぞと言え、いやそれじゃ困るので、私たちはやはり同族会社としてあまりかき回されたくないから、それじゃ会社自体のプラスにもなることであるなら、投資育成会社の言うことを聞きましょうということになるのじゃないか。いよいよ最後の場合には、せつかく国、地方公共団体、財

界がみんな特別の好意をもってやってくれるというのに、とんでもない方向に行くというものは、これは株を処分してしまふというよりな非常手段をとるということも残されておりますので、大体普通は、一般株主権の行使で間違つた方向に行かないで済むのではないかと考えております。

○久保田(豊)委員 具体的な適用で問題になるのは、下請会社をどう扱うのか。系列会社をどう扱うのか。それから外国の資本と——これは外国の資本が入つたという入り方も、いろいろあると思ひます。技術提携であるとか何とか、いろいろあると思ひます。そういうものをどう扱うかということが、かなり問題になってくると思ひますが、これらについてはどう考えておるか。

○補給政府委員 これは、大企業の系列会社の中にもいろいろあるのでございまして、実質的に大企業の完全な子会社、実質的大企業ともいふべきようなものもあるのでございます。そういうところは、かりに資本構成を是正したいという問題があつた場合には、親を見てくれるのじゃないか。われわれといたしましては、資本的には一応中小企業である、仕事の面では大企業の下請等をやつておるというふうな方々の資本充実にいうことを、この法律でやつていきたい。したがって、大企業の資本的系列にあるところについては、原則として、わざわざ政府の方でめんどうを見なくてもいいのじゃないか、そういうふうなことを考えております。

外国資本につきましても、大体同様であれでございます。

○加藤(徳)政府委員 ちよつといまの御質問に補足いたします。資料の説明がちよつと足りないものでございますから、久保田先生の御指摘の配当率の分布状況の資料がございしますが、これを見ますと、配当してない会社が、パーセンテージで二三%もある。非常に多いじゃないかという御指摘のおりでございます。これは実はいろいろ調査しなかつたものでございまして、あつた資料によりますと、御承知のように、中小企業というものは、同族会社が非常に多くて、しかも同族会社は配当なんかするよりも、むしろ社内に留保しておいてやろうという感じが非常に多いわけでございます。したがって、規模別の自己資本比率をとつてみますと、規模が小さくなればなるほど、自己資本の構成比率が下がつて参ります。その自己資本の中で、社内留保率を見ますと、大企業と中小企業はあまり格差はなく、いわゆる形式的な株式資本、これが非常に低い、こういう実態になつておりますので、そういった面から見ても、形式上の配当がないというよりは、必ずしも配当能力がないのではなくて、むしろ社内留保で相当の収益をあげておつても、配当が低い、あるいはないというものがあつたということをお断りしたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 もう一点。これは原則その他が、非常に具体的で、重いわけですね。特にそうしたのは、どういう理由ですか。

○加藤(徳)政府委員 これは大体国策的な会社と申しますか、いろいろな法律に基づくものがございまして、大性格の似たものは同じ原則というふうな感じで、全部そういう前例になつておる、こういうことでございます。もし御入り用でございますれば、別表がございしますので……

○久保田(豊)委員 それでは、時間がありませんから最後の質問をします。これはさつきもちよつと申しましたように、政府というのか、特に通産省の投資会社に対する関与権といふことが、監督権が、非常に強いわけですか、たとえば株主総会の議決であつても、通産大臣の許可がなければ発効しないとか、いろいろの計画を立てて出せとか、その他いろいろあるわけですか。これは主として公共性というものを重んじたから、こういう規定が出てきたと思ひます。これはいいかどうかは別として、これはある程度公共性を保障するということ意味ではないかと思ひます。ところが、それに比べて、さつきもちよつとお話したように、政府なり何なりがこれに対する援助というものが、きわめて及び腰だ。もつと具体的にいへば、非常に少ない。もつと思ひ切つた援助なり何なりの体制をとらなければいかぬのじゃないか。しかも最終的には、この会社は民間企業としてやつていくんだ。大体こつと三段階のかまえてですね。これをミックスしたような体制になつておるわけですね。そういう面から見て、この会社の性格というものは、きわめてばけておると思ひます。私は、やはりこういうふうなものは、特に日本の中小企業の現在の経済的な実態なり、大企業との関係その他

から見れば、これは公共的な性格を相当程度持たせる。しかし、その公共的な性格がすぐに、皆さんを前に置いて言っているかぬかもしれないが、役人が関与してどうこうするという行き方ではなくて、そういう点では、やはり民間の相当のベテランをある一定のワクの中で十分に自由に腕をふるわせるといふ保障をしなければ、こういう制度は伸びていかないのじゃないかというふうに思ふわけです。この会社の性格というものは、きわめてそういう点で不徹底で、最初にかまそそのものがきわめて不徹底だということを申しましたけれども、反面においては、官庁のいわゆる関与権というものを強化しておる。それは公共性の保障ということでしょうが、しかし、必ずしもそれを裏づけるだけの国の積極的な実効のある政策というものが伴っておらない。しかもそれは当初だけであつて、ある程度までいけば、それは民間の自由企業にまかせるのだという基本の線が貫かれておる。その場合においても、国の援助がなくなつても、関与権だけは非常に強く持つておる。こういうふうなことは、私は、こういう事業、こういう会社というものは、伸びないやうに思ふ。こういう点で、もう少し何とか根本の構想を変える必要があるんじゃないかというふうに私は思ふわけです。現在の中小企業の姿なり何なりから、もっと全般的に——具体案をいま持つておるわけではありません。ありませんけれども、もう少し積極的な施策と同時に、公共性を中心にした、しかも運営そのものについてはかなり民間の活発な運営ができるような制度

にする必要があると思ふが、この点についてはどうですか。

○樋口政府委員 確かに事業に関する規程、認可その他につきましては、先生のおっしゃるやうに、いろいろな面で通産大臣が監督することになっております。これはまた先生御指摘になりましたやうな、国民の税金をそこにつぎ込むというやうなことから、公共性にかんがみまして、できるだけ公共的な奉仕という目的に沿うやうなところでやつておるわけでございますが、それと同時に、先ほど振興部長からいろいろ申し上げましたやうに、国の援助というものにつきましても、見たところはいかに優先株形式であり、利益をもつて消却するといふかっこうになつておりますが、利益が出たときに払いの確定利付債券というやうな出せようになつておられますし、しかも将来だんだん仕事軌道に乗つてまいりましたら、中小企業金融公庫を通じて資金の貸し出しも行なう。それから政府に対する配当については、税法上免税していくというやうなことで、この会社に対する経理面の援助等もいろいろやつておるわけでありまして、政府が出資いたしておられます同種の公社、公団等に比べまして、決して必要以上に監督を強化しておるというやうな点はない。むしろその点におきましては、この会社があまり手かせ足かせというやうなものはめられることのないやうにというやうなことにつきましては、配當を払つたつもりであります。特に将来、政府が全部消却してしまつて、政府の持ち株を引き揚げたあとどうするかというやうな問題がいろいろあるわけでありまして、これにつきま

しては、そのときの会社の性格そのものは当初の出発当時とは変わつてまいりますので、そのときには、また、そういう民間並びに地方公共団体だけで出資をしておるやうな会社に対する監督をどうするかということにつきましては、その際に別途検討いたしたいと思つておられます。

この人事につきましては、特に普通の国策会社等と比べて緩和いたしました。代表者の選定というやうなことだけに限定いたしておられます。普通は理事全部について政府の認可という事になつておられますが、できるだけ、最も機動的に運営されなければならぬ特殊の会社でありまして、民間の有機的連の士が思ふ存分に手腕を発揮できるようにということのために、役人の人事等に対する関与ということとは必要最小限度にとどめるということにいたしました。また、一般的監督につきましても、そういう方々がこの会社の本来の目的に沿つてやつていただく限りにおきましては、必要以上に制肘が加えられないことのないやうに、十分に配慮していきたくと思つておられます。

○久保田(豊)委員 最後に、次官にひとなお話を万すうまくやる、こういうことですが、そうばかりとは思えない。なるほど、政府出資分についても、利益が出なければ消却もよい、配當もよいということになつておられますが、この規定をずっと読んでみると、会社としては、いやおうなしにその赤字を出せないやうな仕組みに大体においてなつておられます。ですから、どうしてもこの会社としては、今度は貸し先

なり投資先に対してある程度利益を追求せざるを得ない。しかもそれは実際は非常に無理な仕事である。そればかりに片寄つてくれば、非常に無理な仕事である。受けるほうからいへば必ずしもプラスにならないという面が、非常に多いわけでありまして、そういう点で、やはりこの法案自体に相当無理があるのじゃないか。ですから、もつとその欠陥を埋める政府の積極的な施策が必要じゃないかということが第一点。

それから第二点は、この人事の問題について、まさかそんなことはあるまいと思ひますが、へたすると役人の古手の捨て場になつてしまふ。こういうことになつたら、こういう生き残った皆さんの企業を扱つていく会社はやれないうやうな欠点がいふになつていくといふやうなことになる。そういうことをやらないうやうな言明ができるかどうか。役人の古手が行く危険が多い。

それからもう一点は、さつきのお話でも、地方公共団体の出資やその他の取り扱いについて、これでは不十分ではないか。これはこのことだけではないけれども、ほかにこれに似たやうなケースがあるやうです。あるやうですが、これらに対して地方公共団体のこういうことに対する地位なり、責任なり、あるいは権限なりというものを、やはり明確にしておかなければいかぬ。失敗したとき、うまくいったとき、ともにやはり明確にしておかなければ——これが、このまま十

九億の限度で足踏みしているならいいです。また、私は十九億程度の仕事で五年も足踏みしているなら、こんなものやらぬと思ふ。せいぜい五十か六十の

会社を、一生懸命骨折つてやる必要はない。少なくとも中小企業対策としてやる以上は、皆さんの予定している線よりか、私はもつとよけいにやらなければ意味がないと思ふが、そういう際には、いまだ説明があつたやうな構想でいくならば、私は、そういう点の弊害が非常によけいになつてくると思ふ。この三点を中心にして、私はもう一度この案自体を再検討してみることがあるんじゃないかというふうに思ふ。したが、この点はどうか。その三点に対するお考えと、それから全体として再検討するといふお考えがあるのかどうか、この点をひとつお聞きしたい。

○上林(忠)政府委員 なる先ほどから御意見を聞きしたのであります。他の中小企業の対策等を考えまして、これを損じないように、他の中小企業を充実させるんだというやうな一途の方針のもとに準備しますし、またわれわれも、この方途を損じないように一直線に進みたいというやうな気持がいたします。

先ほどから、ほかの中小企業対策をどうするかというお話がございましたが、御指摘のとおり、十分中小企業の発展のために役立つやうに努力したいと考えております。

第二点の官界の古手が相当入るやうなことがあつては困るという点につきましては、そういうことは、もうわれわれのほうも意識しております。そういうことのないやうにします。

第三点は、いろいろな難点も、また御懸念の点もあろうかと思ひますが、とりあえず発足させていたが、わかれはこれの成果を見まして、

改良しながら、改善しながら仕事をやっていたいと考えております。

○久保田(豊)委員 次官、こつちの質問をはつきり聞いてくれないと困るのだ。いまののではほとんど答弁にならない。私の言うのは、どうも気がまえが少しへつぴり腰ではないか。もう少ししっかりとまえて取っ組まなければ、中小企業対策としてはだめじゃないかということ、そういう点は、今後どういうように考えておるのかという点が一点。

第二点は、会社の最高人事なりその他に役人の古手が行かないように——これはやらないようにしますと言ふのですから、いいでしょう。これははつきり実行してくれなければ困る。へたをすればそういうことになってしまう。

それから地方自治体の出資について、出資その他についての処理なり、根拠が明らかでない。これは何らか自治省等と相談してはつきりした根拠にしなければ——これが十九億でとまればいいが、これがさっきの説明では、年々国が出資をふやしていく予定で、それと同額のもを地方自治体に持つてもらふ構想であるという。そうすると、よけいになればなるほど問題が大きくなってきますから、これらに対してはつきりした法律上の根拠なり、あるいは規制なりを明確にしなければいかぬじゃないかということを聞いておるわけです。

○上林(忠)政府委員 御懸念の点はよく了承しておりますが、とりあえず発足して、その結果を見てわれわれのほうはやりたいということを申し上げたのであります。

地方等との関係におきましても、改善すべきところは改善していく。これはとりあえず出発だけさせていただきたいということを申し上げておきます。

○達澤委員長 次会は、来たる二十一日、火曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとしたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会

昭和三十八年五月二十二日印刷

昭和三十八年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局